

南沢五丁目地区計画および大型商業施設について激論!!

平成22年第2回定例会は6月3日から23日までの会期中開催され、市税条例の一部改正、特別職の給料の特例に関する条例など市長提出議案8件、議員提出議案(意見書・決議案を含む)12件、請願22件を審議しました。結果は4面をご覧ください。

また、「南沢五丁目地区計画及び同地区内の大型商業施設建設事業計画」について6月3日・22日・23日に質疑が行われました。



第1回タウンミーティングが開催されました(=6月27日、中央中学校体育館)



市長報告に対する質疑

質問 3月・4月の市民の意見を聴く会の結果は、市長 自治会では賛否両方、広く市民の声を聴く会では公述人すべてが計画見直しか中止ないし白紙撤回、という意見であった。

質問 市長報告は市民意見とは違う方向であるが、民意がどうあるとも自ら最終判断をするのか。市長 市長報告で方向性を

南沢五丁目地区計画に係る市と土地所有者・事業者との面談が4月・5月に行われ、これらの面談結果や市民の意見等を踏まえ、6月3日の市長報告で今後の方向性が示されました。

この報告に対し11名の議員が質問し、面談内容を公表するよう要望があり、6月22日に市側より面談時の資料が提出され、その資料に関しての緊急質問が23日にかけて13名の議員により行われました。

また、6月23日には「東久留米市長馬場一彦君の公約違反に対して再度民意を問うことを求める決議」が提出され、賛成多数で可決されました。

示したので、それに沿って進めていきたい。さまざまな意見を取り入れられる部分は聞いていきたい。

質問 土地所有者および事業者にとって時間的・経済的損失は多大のことだが、具体的にはどのくらいか。市長 土地所有者からの通知文等に、年間億単位の負担をしている、と示されている。

質問 土地所有者・事業者に対して大型商業施設の計

東久留米市長馬場一彦君の公約違反に対して再度民意を問うことを求める決議(趣旨)

馬場一彦市長が東久留米市長に就任し、5カ月経過したが、多くの重要施策で公約違反、市議会議員時代の発言との違いが明らかになった。

6月3日の本会議で、南沢五丁目地区計画および同地区内の大型商業施設建設事業計画についての市長報告が行われ、イオン反対から180度方針転換し、イオン誘導の判断を示した。公約違反については「私は賛成とも反対とも言っていない」と言い訳をした。

6月20日の市民説明会では、政治姿勢と公約の重さについてだされた。馬場市長は「裏切り者・だました、との声を真摯に受け止め、否定しない」と公約違反を認めた。「市長を辞めなさい、それが民主主義だから」との市民の声も出た。

6月22日の本会議で、馬場市長と土地所有者・出店事業者との面談での発言内容が明らかになった。緊急質問において、馬場市長は改めて自らの公約違反を認めた。馬場市長の政治姿勢に対し、市民の怒りが高まっている。市民との信頼関係を壊した馬場市長の政治責任は極めて大きい。

よって、東久留米市議会は、東久留米市長馬場一彦君の公約違反に対し、猛省を促すとともに、再度民意を問うことを強く求めるものである。

画中止・白紙撤回を要望したのか。

市長 規模の縮小や土地利用の見直しの申し入れをしたが、計画変更は白紙撤回に等しいので受け入れられないとの回答であった。

質問 地区計画案の変更が難しいというところは、今までの計画と変わらないということではないのか。

市長 商業施設の規模縮小は困難な状況だが、地域住民の生活に負担が掛かる物販面積の問題や、物販等に代わる地域貢献施設や地域住民が有用と考える施設を市民参加で取り入れていくよう見直ししていきたい。

質問 市民参加で行う地域貢献施設機能の導入に関する見直しと選挙公約での「見直し」は同じなのか。市長 残念ながら違う形になっている。

質問 選挙時の考え方を変わった市長報告である。市民に信を問うべきである。市長 市民の不安をできる限り取り除くために最大限努力することが責任の果たし方であると考えている。

質問 地域貢献施設機能につ

いて、①どのようなものを想定しているのか、②導入に当たり、施設は有償か無償か。

市長 ①内容は、周辺住民の意見を聞き、取りまとめ事業者と協議していくことになるので、答弁を差し控える。②これから協議をスタートするところである。

質問 市民に協議してもらうのに何も決まっていないう状況であるが、結論はいつ出るのか。

市長 秋ごろには市民の意見を取りまとめたい。

質問 見直しの協議が調わなかった場合、政治責任を取って市長を辞めるのか。

市長 協議が調うよう事業者と協力し、お互い努力し合っていきたい。

質問 地域貢献施設機能の導入に関する見直しの協議が調った段階で、都市計画法第17条の手続きに入ることを、土地所有者と事業者は了解しているのか。

市長 17条の手続きの進め方は行政側の考えである。土地所有者・事業者は「協議が整った段階で」というのは停止条件に等しく容認できないとのこと。地域貢献施設機能導入の協議を進める意向は示しているが、17条の手続きにすぐに入るべきではないか。

市長 今の段階ですぐに入る考えは持っていない。

質問 市長は、施設規模が大きく地域にさまざまな影響が出るが見直しは困難と判断した。地域貢献施設機能では、この影響・懸念を解消できないのではないか。

市長 一番の懸念である交通渋滞対策は、事業者の責任で行うことを確認した。

質問 「環境影響評価書案」審査意見書の東京都の意見に、事業者は、今後どのように対応していくのか。

答弁 都知事は意見書を事業者に送付した。これを受けて事業者が評価書を作成し都に提出することになるが、市が地区計画手続きを見合わせているため、事業者から都への提出も見合わせざるを得ない状況。環境アセスメントの手続きも地区計画の手続きに合わせて進めていく。

質問 第五小への環境影響評価を、①教育委員会はそのように考え、②保護者にとつて説明するのか。

答弁 ①環境対策、通学時の交通安全策、非行防止策などを市担当部に要望し、話し合いの場を持ち、適正な対応を図りたい。②詳細が決まり次第行っていく。

質問 事業者と市民が直接話をして、市民の納得が得られるよう、市から事業者に要請できないか。

答弁 大規模小売店舗立地法の届け出により所轄の警察や関連機関との調整に入り、詳細な検討がなされることになっている。

今号の内容案内

- 一般質問.....2・3面
- 市税条例の一部改正・市道の認定ほか.....4面
- 提出議案と請願の審議結果、意見書など.....4面

都市計画法 第17条(都市計画の案の縦覧等)

都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

市長の給料減額条例可決

「東久留米市特別職の給料の特例に関する条例」は、委員会の付託を省略し、6月3日の本会議において審議、全員賛成で可決されました。

本案は、平成22年7月から市長の任期である平成26年1月19日まで、条例に定める給料の月額を20%減額するといつもの。